

ファンのみなさま
関係者各位

平成 24 年 6 月 29 日

弊社 TOB に関連する訴訟についてのお知らせ

吉本興業株式会社

大阪地方裁判所に係属しておりました弊社の TOB に関連する訴訟について、本日、大阪地方裁判所より、弊社側全面勝訴の判決をいただきました。

本件は、平成 21 年 10 月 29 日に成立した弊社（当時の商号：株式会社クオインタム・エンターテイメント）による旧吉本興業株式会社に対する TOB 及びこれに続いて実施されたクオインタム・エンターテイメントによる旧吉本興業の完全子会社化の手続きに関し、旧吉本興業の株主様の一部が原告となり、①弊社に対し、弊社が平成 22 年 1 月 29 日に開催した臨時株主総会及び種類株主総会の決議無効確認ないし決議取消を、②弊社及び弊社取締役に対し、株主の地位を奪われたことに対する慰謝料の支払いを求めて提起された訴訟でした。

大阪地方裁判所は、上記①の訴えに関しては、弊社を存続会社とし、旧吉本興業を消滅会社とする合併手続きの効力が確定したことにより、当該株主総会決議の無効確認ないし取消を求める原告らの利益が消滅したことを理由として、また、上記②の訴えに関しては、当該株主総会の決議に瑕疵はなく、また、そもそも株主たる地位に留まりたいという原告らの希望は法的保護に値しないこと等を理由として、その請求をいずれも退けました。

また、本件裁判においては、上記の TOB において弊社が株主の皆様へ提示した公開買付価格（1 株につき 1,350 円）が著しく低廉である旨の主張がなされておりましたが、裁判所は、この点についても原告らの主張を退けております。

本日受けた判決はまだ確定していませんが、弊社としては、大阪地方裁判所の判断として、弊社の TOB 及びこれに続いて実施された旧吉本興業の完全子会社化の手続きの正当性が完全に認められたものと考えており、適切にご判断をいただいたことに感謝しております。

今後とも、TOB の目的としていた「コンテンツのマルチユース」と「アジア進出」を加速させ、事業拡大に邁進するとともに、全世界に、弊社のコンテンツをお届けし、「笑い」と「笑顔」で世界をつなげてまいりたいと考えております。

引き続き、皆様からの暖かいご声援と、ご指導、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上